

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

専 決 処 分 書

平成31年2月17日午前11時頃、消防団第7分団員[REDACTED]が、野田市清水895番地先の交差点において、消防団の車両を右折させたところ、[REDACTED]が所有するトタン塀のコンクリート製の支柱に接触し、次の損害が生じたもの

損害状況

当 方 人損 なし
物損 右側クォータホイールハウスの破損

相手方 人損 なし
物損 トタン塀のコンクリート製の支柱の破損

上記の事故による相手方の損害について、本市の賠償責任として金49,680円を負担することで和解する。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年5月20日

野田市長 鈴木 有